

新 旧 対 照 表

構造改革特別区域計画の名称：今治市リキュール特区

新	旧
<p style="text-align: center;">構造改革特別区域計画</p> <p>1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 (略)</p> <p>2 構造改革特別区域の名称 (略)</p> <p>3 構造改革特別区域の範囲 (略)</p> <p>4 構造改革特別区域の特性</p> <p>(1) 位置と気候等 (略)</p> <p>総面積は <u>419.14</u>km²で、瀬戸内海特有の温暖寡雨な気象条件にある。 年間平均気温は <u>15.9</u>°Cで年間平均降水量は <u>1,300</u>mm 前後である。</p> <p>(2) 人口</p> <p>人口は平成 <u>27</u>年国勢調査値では、<u>158,114</u>人（平成 <u>22</u>年国勢調査値 <u>166,532</u>人）で、年齢構成は15歳未満が <u>11.9</u>%（平成 <u>22</u>年国勢調査値 <u>12.5</u>%）、65歳以上が <u>33.4</u>%（平成 <u>22</u>年国勢調査値 <u>28.7</u>%）となっており、少子・高齢化が進んでいる。</p> <p>(3) 産業 (略)</p>	<p style="text-align: center;">構造改革特別区域計画</p> <p>1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 (略)</p> <p>2 構造改革特別区域の名称 (略)</p> <p>3 構造改革特別区域の範囲 (略)</p> <p>4 構造改革特別区域の特性</p> <p>(1) 位置と気候等 (略)</p> <p>総面積は <u>419.85</u>km²で、瀬戸内海特有の温暖寡雨な気象条件にある。 年間平均気温は <u>17.0</u>°Cで年間平均降水量は <u>1,100</u>mm 前後である。</p> <p>(2) 人口</p> <p>人口は平成 <u>22</u>年国勢調査値では、<u>166,532</u>人（平成 <u>17</u>年国勢調査値 <u>173,983</u>人）で、年齢構成は15歳未満が <u>12.5</u>%（平成 <u>17</u>年国勢調査値 <u>13.1</u>%）、65歳以上が <u>28.7</u>%（平成 <u>17</u>年国勢調査値 <u>25.5</u>%）となっており、少子・高齢化が進んでいる。</p> <p>(3) 産業 (略)</p>

5 構造改革特別区域計画の意義

(略)

そうした中で、本市としては地元農産物等のブランド化を進めることで、その経営基盤の強化に取り組んでいるところである。本市では地域資源を様々な切り口から生かす意味で体験型の観光振興に力を入れており、その中でもグリーンツーリズム（農家民宿レストラン、漁業体験や収穫体験等含む。）は、様々なメニューを合わせて近年は年間 6万7千件 前後の受け入れ実績がある。こうした地域の資源を生かした交流人口の増加は、今後の定住促進にも大きな効果があるものと期待しているところである。

(略)

6 構造改革特別区域計画の目標

(略)

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(略)

【数値目標】

項目	平成 28年度 (実績値)	平成 31年度 (目標値)	平成 33年度 (目標値)
農家レストラン・民宿開業者 (件)	8	10	11
特産 酒類製造事業者数 (件)	1	2	3

5 構造改革特別区域計画の意義

(略)

そうした中で、本市としては地元農産物等のブランド化を進めることで、その経営基盤の強化に取り組んでいるところである。本市では地域資源を様々な切り口から生かす意味で体験型の観光振興に力を入れており、その中でもグリーンツーリズム（農家民宿レストラン、漁業体験や収穫体験等含む。）は、様々なメニューを合わせて近年は年間 2万2千件 前後の受け入れ実績がある。こうした地域の資源を生かした交流人口の増加は、今後の定住促進にも大きな効果があるものと期待しているところである。

(略)

6 構造改革特別区域計画の目標

(略)

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(略)

【数値目標】

項目	平成 25年度	平成 27年度	平成 29年度
農家レストラン・民宿開業者 (件)	10	11	13
特定 酒類製造事業者数 (件)	1	2	3

リキュール製造 数量 (kl)	1.0	2.0	3.0	リキュール製造 量 (kl)	1.0	2.0	3.0
<p>※各項目の実績値及び目標値については、各年度における累計値となっている。</p> <p>8 特定事業の名称 709 (710, 711) 特産酒類の製造事業 (別紙)</p> <p>1 特定事業の名称 709 (710, 711) 特産酒類の製造事業</p> <p>2 当該規制の特例措置を受けようとする者 構造改革特別区域内において生産 <u>される</u> 地域の特産物として指定 <u>された</u> 農産物 又は当該区域内において生産される 農産物を <u>原材料</u> として製造 <u>される</u> 地域の特産物として指定された <u>加工品</u> (しそ、うめ、ゆず、かぼす、バイマックルー (こぶみかん)、<u>カラマンシー</u>、<u>ミント</u>、<u>レモングラス</u>、<u>ブルーマロウ</u>、<u>バタフライピー</u>、<u>いちご</u>、<u>うんしゅうみかん</u>、<u>はっさく</u>、<u>いよかん</u>、<u>ネーブルオレンジ</u>、<u>レモン</u>、<u>じゃばら</u>、<u>せとか</u>、<u>はるか</u>、<u>不知火</u>、<u>中晩柑</u>、<u>晩白柚</u>、<u>ブラッドオレンジ</u>、<u>ベルガモット</u>、<u>ライム</u>、<u>フィンガーライム</u>、<u>ざくろ</u>、<u>クロスグリ (カシス)</u>、<u>フェイジョア</u>、<u>ブルーベリー</u>、<u>マルベリー (桑の実)</u>、<u>牛乳</u>、<u>生クリーム</u>、<u>ヨーグルト</u> 又はこれらに準ずるものとして財務省令で定 <u>めるもの</u> _____) を原料としたリキュールを製造しようとする者</p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日</p>				<p>8 特定事業の名称 709 (710 _____) 特産酒類の製造事業 (別紙)</p> <p>1 特定事業の名称 709 (710 _____) 特産酒類の製造事業</p> <p>2 当該規制の特例措置を受けようとする者 構造改革特別区域内において生産 <u>された</u> 地域の特産物として指定 <u>した</u> 農産物、若しくは生産された _____ 農産物を <u>原料</u> _____ として製造 <u>された</u> _____ 加工品 (しそ、うめ、ゆず、かぼす、バイマックルー (こぶみかん)、 _____ <u>ミント</u>、<u>レモングラス</u>、 _____ <u>いちご</u>、<u>うんしゅうみかん</u>、<u>はっさく</u>、<u>いよかん</u>、<u>ネーブルオレンジ</u>、<u>レモン</u>、<u>じゃばら</u>、<u>せとか</u>、<u>はるか</u>、 _____ <u>晩白柚</u>、<u>ブラッドオレンジ</u>、<u>ベルガモット</u>、<u>ライム</u>、 _____ <u>ざくろ</u>、<u>クロスグリ (カシス)</u>、 _____ <u>ブルーベリー</u>、<u>マルベリー (桑の実)</u>、<u>牛乳</u>、<u>生クリーム</u>、<u>ヨーグルト</u> 又はこれらに準ずるものとして財務省令で定 <u>められたもの</u>。以下「特産物」という。) を原料としたリキュールを製造しようとする</p>			

<p>(略)</p> <p>4 特定事業の内容</p> <p>①事業に関与する主体 (略)</p> <p>②事業が行われる区域 (略)</p> <p>③事業の実施期間 (略)</p> <p>④事業により実現される行為や整備される施設</p> <p>上記2に記載した者が、<u>地域の特産物として指定された農産物又は当該区域内において生産される農産物を原材料として製造される地域の特産物として指定された加工品（しそ、うめ、ゆず、かぼす、パイマックルー（こぶみかん）、カラマンシー、ミント、レモングラス、ブルーマロウ、バタフライピー、いちご、うんしゅうみかん、はっさく、いよかん、ネーブルオレンジ、レモン、じゃばら、せとか、はるか、不知火、中晩柑、晩白柚、ブラッドオレンジ、ベルガモット、ライム、フィンガーライム、ざくろ、クロスグリ（カシス）、フェイジョア、ブルーベリー、マルベリー（桑の実）、牛乳、生クリーム、ヨーグルト又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を原料としたリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るためにリキュールを製造する。</u></p> <p>5 当該規制の特例措置の内容</p> <p>当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市</p>	<p>者</p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 (略)</p> <p>4 特定事業の内容</p> <p>①事業に関与する主体 (略)</p> <p>②事業が行われる区域 (略)</p> <p>③事業の実施期間 (略)</p> <p>④事業により実現される行為や整備される施設</p> <p>上記2に記載した者が、<u>地域の特産物</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>_____を原料としたリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るためにリキュールを製造する。</p>
---	--

<p>が <u>地域の特産物として指定した農産物又は加工品（しそ、うめ、ゆず、かぼす、バイマックルー（こぶみかん）、カラマンシー、ミント、レモングラス、ブルーマロウ、バタフライピー、いちご、うんしゅうみかん、はっさく、いよかん、ネーブルオレンジ、レモン、じゃばら、せとか、はるか、不知火、中晩柑、晩白柚、ブラッドオレンジ、ベルガモット、ライム、フィンガーライム、ざくろ、クロスグリ（カシス）、フェイジョア、ブルーベリー、マルベリー（桑の実）、牛乳、生クリーム、ヨーグルト又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を原料としたリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が1キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。</u></p> <p>本特例措置によるリキュール製造への取り組みによって、様々な地域の特産品や加工品等を新たな商品とすることができ、地域ブランド力につながるものであり、地域の活性化に大いに貢献できるものである。</p> <p>なお、当該特定事業により酒類製造免許を受けた場合も、<u>酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、</u>税務当局の検査、調査の対象とされる。</p> <p><u>本市</u> は、今回特区の普及啓発にあわせて、<u>無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、</u> 広報周知するととも</p>	<p>5 当該規制の特例措置の内容</p> <p>当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市が <u>指定する地域の特産物</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>_____を原料としたリキュールを製造しようとする場合に__、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が1キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。</p> <p>本特例措置によるリキュール製造への取り組みによって、様々な地域の特産品や加工品等を新たな商品とすることができ、地域ブランド力につながるものであり、地域の活性化に大いに貢献できるものである。</p> <p>なお、当該特定事業により酒類製造免許を受けた場合__、_____酒税の納税義務者として必要な申告納税や <u>記帳事務</u> _____が発生し_____、税務当局の検査、調査の対象とされる。</p> <p><u>市</u>では、今回特区の普及啓発にあわせて、<u>無免許製造の防止</u></p>
---	--

に指導を行う。	等、その他の酒税法上 _____の規定に違反しないよう、広報周知するとともに指導を行う。
---------	---